



町からみなさんへの大切なお知らせです。



鳥インフルエンザの発生予防にご協力を

問 農林振興課 農業振興係（内線 1502）

鳥インフルエンザは渡り鳥によって国内に持ち込まれ、野鳥を含む野生動物や人によって養鶏場に運ばれると考えられています。以下の点にご注意ください。

■水田や池、川での白鳥・カモ類への餌やりは自粛してください。

■野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

■同じ場所で複数の野鳥が死んでいるのを発見した時は、速やかに農林振興課へご連絡ください。

■死亡した野鳥を片付ける際には素手で触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

後期高齢者医療の障がい認定

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方が加入する医療保険制度ですが、一定の障がいがある 65 歳以上 74 歳以下の方も、申請により認定を受けることで加入することができます。

■対象となる障がい

①身体障がい者手帳 1 級～3 級所持者または 4 級のうち、音声言語機能障がい、下肢障がいの 1 号、3 号、4 号所持者

②精神障がい者保健福祉手帳 1 級または 2 級所持者

③療育手帳 障がいの程度が A（重度）所持者

④障がい基礎年金 1 級または 2 級受給者

■申請に必要なもの

①現在加入中の健康保険が確認できる書類
被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ（マイナ保険証は除く）

②一定の障がいがあることがわかる書類（身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、年金証書）

■申請先 保健福祉課国保年金係 1 階 4 番窓口

セルフメディケーションと OTC 医薬品

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすること」（WHO の定義）です。セルフメディケーションにより被保険者様の皆さんの自発的な健康管理や疾病予防の取組みを促進し、医療費の適正化にもつながります。

OTC 医薬品とは、薬局で購入できる医薬品です。軽い体調不調時には、OTC 医薬品を活用して自分自身の健康維持や病気の予防・治療にあたることもセルフメディケーションの一つです。購入する際には、薬剤師などに相談の上、日々の健康管理にお役立てください。また、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度です。こちらもぜひご活用ください。

後期高齢者医療「医療費のお知らせ」

問 後期高齢者医療保険コールセンター（0120-007-308）

■対象 令和 6 年 1 月～12 月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。

■内容 受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費（10 割）総額、自己負担額相当額など

■通知時期 令和 7 年 2 月下旬より順次発送予定

■注意事項

①医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。

②医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、なくさないように大切に保管してください。

③県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。

④確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。

※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等にお問合せください。

■問合せ先 標記担当までお問い合わせください。

■受付日時 3 月 21 日（金）までの土日祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

スポーツ教室のご案内

NPO 法人かわまたスポーツクラブに委託して次のスポーツ教室を開催します。参加には事前申し込みが必要になります。お気軽にご参加ください。

お問い合わせ先

川俣町体育館 Tel 024-565-3931

教室名	日 時	場 所	対象者
トレーニング教室	2 月 8 日（土）午前 10 時～、25 日（火）午後 7 時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴
始めよう！スポーツウエルネス吹矢ランナーズクラブ	2 月 10 日（月）午前 10 時～	町体育館	
老若男女でポッチャ	2 月 8 日（土）、22 日（土）午前 9 時 30 分～	町体育館	町内在住・在勤者の どなたでも参加可
芸能伝承 盆踊り教室	2 月 6 日（木）、20 日（木）午後 1 時～	町体育館	
ヨガ教室	2 月 18 日（火）午後 7 時～	本町コミュニティ消防センター	
大内宿ハイキング（事前申込）	2 月 3 日（月）、17 日（月）午後 1 時 30 分～	町体育館	
	2 月 21 日（金）午前 7 時～※申込期限 2 月 14 日（金）まで	南会津	



行政

骨髄移植ドナー支援事業

問 保健福祉課 地域福祉係（内線 1403）

骨髄バンクの登録には、年齢制限（満 55 歳）があり 15 年以内には、現在の登録者のうち約 60% が登録取り消しとなる危機的状況です。川俣町では、骨髄バンクにドナー登録をして、骨髄や末梢血幹細胞の提供が終わった方に助成金を交付します。

■対象者

- ①骨髄等を提供した日に町内に住所を有している方。
- ②骨髄等を提供したことを証明する書類の交付を受けている方。
- ③他の自治体等が実施する同様の助成金等の交付を受けていない方。
- ④骨髄等の提供を行うための休暇制度を設けている企業、事業所等に属さない方。
- ⑤町税等の滞納がない方。

■助成金額 通院・入院・面接に要した日数×2万円（7日間、14万円を上限とします）。

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

■日時 2月18日(火) 午後1時30分～4時

■場所 川俣町役場 1階 相談室 1

※斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）の電話でも受け付けています。

求職者支援訓練のご案内

問 ハローワーク福島 訓練担当（Tel 534-4121）

ハローワーク福島では再就職へのステップとして職業訓練によるスキルアップの提案、就職支援を行っています。再就職を目指す方、休業中の方など、それぞれ利用しやすいコース・給付金制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ

ハローワーク福島 訓練担当
Tel 534-4121(43 #)



求職者支援訓練の
コース情報

ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2451）

■日時 2月26日(水) 午後1時～4時

■場所 川俣町役場 1階 相談室 1

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方

■相談内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方

■その他 要予約（024-925-0811）相談費用無料。また、雇用保険受給者には利用証明書を発行します。

原子力被災 12 市町村農業者支援事業

問 農林振興課 農業振興係（内線 1502）

標記事業の活用を検討されている方におかれましては、事前にご相談くださるようお願いいたします。

■申請受付スケジュール（見込み）

令和7年2月上旬～2月下旬※なお、本事業は今回が最終受付の見込みとなっております。また、事業の内容により補助金額の減額若しくは不採択となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■事業内容 原子力被災 12 市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入の取組に必要な経費を、福島県が事業実施主体に助成し、営農再開を図る。

■事業実施主体 被災 12 市町村において営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う、販売を目的とする農業者。

■補助率 3/4 以内（補助対象経費の上限額は原則 1,000 万円）。なお、果樹の新植・改植、家畜の導入には補助金額に上限があります。

■対象経費

- ①農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入経費
 - ②農産物の生産に必要な施設（パイプハウス、家畜飼養管理施設等）
 - ③施設導入に必要な撤去に要する費用
 - ④果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入経費（花き等の種苗等は複数年使用するもの）
 - ⑤家畜の導入経費（各家畜の月齢等諸要件があります）
- ※機械の単純更新等は該当になりません。
※申請前の購入及び着工については補助の対象になりません。

農地の貸借が農地中間管理事業による貸借に一本化されます

令和7年4月以降の貸借は、市町村（農業委員会）による相対契約（利用権設定）がなくなり、市町村が策定した「地域計画」に基づいて農地中間管理事業による貸借を行うこととなりますので、農地中間管理事業を積極的に御活用ください。（農地法3条許可は、引き続き利用可能です。）

出し手（農地を貸したい方）

契約が明確で、安心して農地を貸せます。

農地中間管理事業の
メリット

受け手（農地を借りたい方）

契約・賃料精算事務の軽減が図られます。
その他各種補助金の要件となっています。

ご相談
お問合せ

公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地バンク） 〒960-8681 福島市中町6番2号
TEL.024-521-9845（中通り・会津担当） TEL.024-521-9843（浜通り担当） TEL.024-503-0421（被災12市町村担当）
※または、農地の所在する各市町村農政担当課・各JAまでご相談ください。



携帯・スマートフォンはこちらから
<http://www.fnk.or.jp>